

第3回畜産部会における委員からの御意見に対する対応方向（案）

資料 1

01全般

No.	分類	意見内容（要約）	対応方向（案）
1	機械導入対策	○ クラスター事業で一貫経営等を支援、建築基準法の見直しで畜舎のコストも下げるとのことだが、建築コストだけでなく農業機械の大型化によりコストも上がっていることから、行政には機械の価格動向もチェックして欲しい。（大野委員）	○ 農業機械については、利用目的に応じて様々な仕様があり、各メーカー・販売会社において多様な機械が販売されている。これらの購入に当たっては、生産者自らも共同購入や見積り合わせ等により導入コストを抑えるよう工夫いただくとともに、道においても、各メーカー・販売会社からのヒアリング等を通じて価格動向を把握してまいりたい。
2	メンテナンス対策	○ 働き方改革の流れで、ピーク時にメンテナンスしてもらえないことがあり、農業に関して、業界に対応してもらいたいような仕組みづくりをお願いしたい。（大野委員）	○ 各メーカー・販売会社では、スマート農業機械や搾乳ロボットなどを販売した場合、同時にメンテナンス契約を締結するケースが多いと承知している。道としては、補助事業で導入した農業機械がその機能を十分発揮できずに、生産活動に支障が生じることがないように、各メーカー・販売会社に対して、生産者との契約が確実に履行されるよう求めてまいりたい。
3	施策の普及	○ 地域と国をどう繋ぐかが見えてこず、地方では個人が経営をやっていると良い施策の活用がわからない場合が多く、省力化機械の導入に向けた支援策など、普及センターやコンサルが活用できるようにして欲しい。（佐々木委員）	○ 補助事業等の施策の普及に当たっては、振興局や農業改良普及センターはもとより、生産者団体等関係者とも連携を図りながら、生産者に有用な情報が届くよう努めてまいりたい。 また、速やかな承認に向けて、関係者との連携をより一層強化してまいりたい。
4		○ 事業ごとに事業の趣旨が違ったり、実施主体が違ったりで、なかなか承認に至らないケースがあり、絵に描いた餅にならないようなスムーズに進められる仕組みをお願いしたい。（佐々木委員）	
5	人材育成対策	○ 人材育成として、次の世代に対しては教育が大事であり、海外の事例や過去の地域の取組など、横の繋がりを持った地域のリーダーを育てるための方策をお願いしたい。（佐々木委員）	○ 道では、それぞれの経営を担う全道の若手生産者を対象に農業経営塾等のセミナーを開催し、次世代の人材育成に取り組んでいるところであるが、各地域においても、生産者団体等の協力を得ながら、よりきめ細やかな人材育成に取り組んでまいりたい。 また、440万トン/年の生乳生産目標の達成に向けては、既存生産者の維持・発展はもとより、新規就農者の獲得、第三者への円滑な経営継承を支援していくとともに、営農支援組織における働き手の確保などが重要となることから、将来の生産体制の構築に向けて、地域ぐるみでの検討を促してまいりたい。
6		○ 10年後の目標である440万トンを達成するためには、後継者、新規就農者、アウトソーシングを含めた人材確保が課題であり、一歩踏み込んだ支援が必要であるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。（串田委員）	

7	事業継承対策	○ 離農する農家が早めに自発的に手を挙げ、新規就農をできる準備をして引き継げるように導くことが重要。また、新規就農者への一貫的な支援が必要。（佐々木委員）	○ 第三者継承については、畜産クラスター事業による経営継承事業や農場リース事業、青年等就農資金などにより、支援を行っているところである。 加えて、税制面については、平成30年度に特例事業承継税制が改正され、5年以内の特例承継計画の認定を都道府県知事から受けた者は、全株式の100%について、贈与税や相続税の支払いなしに、事業継承が可能となったところである。 道としては、経営者や後継者に対して、これらの制度を有効活用してもらえよう、北海道農業法人協会などを通じて、広く周知することで、計画的な事業継承を促進してまいりたい。
8		○ 後継者は、小さい農家もあれば大きい農家もあり、今後は法人からの継承があると思う。税金面で設立当初1口5万だったものが10倍～20倍で譲渡ということで、大きな負担。（串田委員）	
9	不需要期対策	○ 現実の問題として都府県酪農が減少しており、コロナにより減少した業務用需要の回復に時間が掛かるため、生乳廃棄を回避するため計画を推進する上でも関係者が一体となって知恵を出していく必要。（西川委員）	○ 不測の事態による需要の減少で生産調整を実施することは、長年つくりあげてきた生乳生産基盤を毀損することとなり、道としても厳に避けなければならないと考えている。 そのため、次期酪肉近計画においては、生産・製造・販売（生処販）が一体となった「生産体制の強化」を位置づけることとしており、今後とも関係者が一体となって出口対策（消費拡大対策）に取り組んでまいりたい。 ○ また、道では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による生乳の需要変動へ対応するため、生産者団体や乳業メーカーを参集し「生乳需給調整会議」を開催するなど、道内の関係者が一丸となって生乳廃棄の回避に向けて対応してきたところである。一方、我が国全体の生乳の需給調整については、道内の関係者のみが行うのではなく、全国の関係者もその役割を担うよう、引き続き、国に対して求めてまいりたい。
10		○ コロナ禍においては、今の勢いで生乳が増えると年末から春にかけて処理不可能乳の発生を危惧しなければならず、学校の休校、パーティー需要の減少など不確定要素が多く、減少分の需要を試算するのが難しい状況。行政には、処理不可能乳が発生しないようきめ細やかな情報発信をお願いしたい。（松久委員）	
11		○ 消費者には、農業生産には季節性があり、需給調整に苦労しているということを理解してもらえようような情報発信が必要。（近藤会長）	
12	需給緩和（需要創出）対策	○ 機能性表示制度などを活用し、道を挙げた民間企業の支援体制が必要。（佐藤委員）	○ 道産畜産物の消費拡大に当たっては、ブランド力の向上はもとより、ボリュームゾーン（最も販売量が多い価格帯）をターゲットにするとともに、付加価値の高い商品開発などが重要と考えている。 具体的には、ブランド力を向上させるための道産統一ブランドの制定やコンテスト等によるPR、ボリュームゾーンへの提供に向けた生産段階での生産性の向上、乳酸菌等の機能性などを付加した商品開発等を官民協力の下、推進してまいりたい。
13		○ 北海道の酪農は、品質やコスト的に有利であり、安売りをする必要はないが、需要を増やすためには誰にでも買える価格で需要を創出していく必要。（宮司委員）	
14		○ 需要創出のためには、ブランド力の向上が重要なポイントであり、ブランドを浸透させるためには、お客様との接点・機械を広げるトライアルが必要。（佐藤委員）	
15		○ ブランド品を買う購買層は一定層おり、ブランド品と一般品の棲み分けにより、農家の所得も上がってくるというマーケットづくりが必要。（宮司委員）	

16		○ チーズの需要については、輸入が増加するという計画を国が示しており、道としてどのようなことを徹底して取り組んでいくかという情報発信をする必要。（近藤会長）	
17		○ 北海道の商品は安全・安心で良質といわれているので、国内の供給余剰の輸出拡大はあった方がよいが、そのために安くて悪いものと交換条件の輸入は避けていただきたい。（仲沢委員）	
18	インフラ整備	○ 自然災害が頻繁に起こっており、北海道から移出するための強い物流網の整備を入れて欲しい。（佐藤委員）	○ 物流網をはじめとしたインフラの整備は、本道の農業が安定的に発展していく上で重要な課題であるとともに、需要と供給の双方において必要なものであることから、我が国全体で安定的な物流の整備・確保が図られるよう、引き続き、国に対して検討を促してまいりたい。 また、高速通信設備の整備については、スマート農業を実現するためにも重要な基盤となるものであり、国においても臨時交付金や起債枠の拡充など、整備に当たっての負担の軽減措置を講じていることから、市町村とも連携しながら積極的に整備を促してまいりたい。
19		○ 物流に関して言えば、北海道の牛乳、チーズにしても新幹線に乗せて運ぶなど、午前中に採った物が午後のマーケットに出てくるということになれば、違った販売拡大が可能。（宮司委員）	
20		○ スマート農業を進めるには、技術を現場に繋ぐための手法、電波等を解決しないと進んでいかない。（佐々木委員）	
21		○ 教育、インフラ、取扱量、ブランド化、試験研究、物流などのパブリックグッズとよばれるものは波及効果があり、道として力を入れていくべき。（近藤会長）	
22	食品安全	○ 遺伝子組換え飼料を食べた生乳はどうなっているのか、遺伝子的に問題点はないのか教えて欲しい。（仲沢委員）	○ 厚生労働省や農林水産省の見解によると、全ての生物には必ず遺伝子が入っており、遺伝子組換え作物の遺伝子であっても、他の作物の遺伝子と同様に消化器管で分解されることから、遺伝子のままで消化器官から体内に吸収されることはないとされている。 ○ また、道では、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定しており、道内で遺伝子組換え作物を商業栽培する場合には、知事の許可が必要となっているが、これまで、本道において、知事が許可した事例はない。国内においても商業栽培の事例はないため、現状では、家畜の飼料として使用されている遺伝子組換え作物は輸入されたものとなるが、その飼料は、飼料安全法に基づき、家畜に対する安全性や畜産物の人への健康上の影響を評価するなど、農林水産大臣が確認・公表したもののしか流通しないことから、これらの輸入飼料を利用したとしても、生乳の品質に何ら影響は生じないとされている。

第3回畜産部会における委員からの御意見に対する対応方向（案）

02肉用牛

No.	分類	意見内容（要約）	対応方向（案）
23	増頭目標	○ 乳用牛（経産牛）が増え、性判別精液が増えている現状で、肉牛の頭数も全体的に増えるという目標だが、和牛、乳用牛雄と交雑牛のバランスはどうか。（乳用種の増頭数に懐疑的）（大野委員）	○ 性判別精液の利用については、本技術導入当初は急激な上昇がみられたが、最近では頭打ち（20%程度）の状況にあることから、目標年度（令和12年度）においては、やや抑制的な数値に設定したところである。 また、酪農経営由来の和牛ET産子（2%程度）が一定程度生産されたとしても、乳用牛の生産頭数が大きく伸びている状況下において、乳用種雄牛の生産頭数も今後増頭すると想定し、目標頭数を設定したところである。
24	共励会等のあり方	○ 府県の共励会に和牛や交雑牛を出すことがあるが、枝重の制限はなく、道内の共励会は枝重580kgと上限がある。北海道のレベルを上げるとい目標であれば、上限の考え方を含め肉用牛の振興を進めていって欲しい。（大野委員）	○ 道内の枝肉共励会であっても、主催団体によっては枝重制限を課していないところもあり、事実、本年のGH枝肉共励会では700kgを超える枝肉が入賞した実績もある。 各共励会の出品条件は、それぞれの主催者が規約等において定めるものであるが、ご指摘の点を踏まえ、必要に応じて主催者に共励会の出品条件の変更等について、働きかけてまいりたい。

03飼料

No.	分類	意見内容（全文）	対応方向（案）
25	草地管理	<p>○ コントラクターの利用、バンカーサイロの設置により粗飼料利用の効率が上がるものであり、デントコーンへの作付転換や貯蔵施設の充実、草地更新による雑草対策で、飼料自給率は十分達成可能な数字と考える。（西川委員）</p>	<p>○ 飼料自給率の向上を図るためには、牧草やデントコーンの単収増に加え、デントコーンの作付面積を拡大することが必要であると考えている。また、草地の植生改善を図ることが重要なことから、「草地整備」や「草地改良」、「草地更新」、「草地管理」を今後とも推進してまいりたい。</p> <p>○ これらの推進に当たっては、農業改良普及センターとも連携し、ICT技術を活用した草地更新の取組を広めるとともに、効率のよい良質な飼料調製のためバンカーサイロの整備や利用を進めることが重要であることから、今後とも国に対して、必要な予算の確保を要望してまいりたい。</p>
26		<p>○ 草地の維持管理を1年間でも怠ると生産性が落ちるということを踏まえ、基盤を維持することが食料自給率というより自給力を高めていくことになり重要。（近藤会長）</p>	<p>○ 自給力を高めるためには、道内の飼料作付面積を維持するとともに、草地の植生改善による単収の向上や栄養価の高いサイレージ用とうもろこしの作付面積を拡大することが必要と考えている。</p> <p>○ 本計画においても、自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するために、上記の取組を推進することとしており、本道の飼料生産基盤をフル活用してまいりたい。</p>

04畜産環境

No.	分類	意見内容（要約）	対応方向（案）
27	家畜排せつ物の利活用	○ 十勝ではBGPがあり、大きな発電能力を有しているが、送電線の関係で電力を買って欲しくない状況の中、例えば、停電が発生した際に接続されていれば利用できたのではないかと疑問に思っている。接続・売電先の確保が必要。（仲沢委員）	○ BGP（バイオガスプラント）はFITにより売電されているが、電力系統の容量不足により新規の接続が制限されている状況にある。このことを緩和するため、一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク）において、送電線の混雑時には発電所の出力を制限することを前提として、既存の電線への新規接続を認める「ノンファーム型接続」の募集が行われている。また、民間や一部地域では、FITへの接続以外に停電時に電力を地域で活用するため、地域内で電力を貯蔵・供給する地産地消の取り組みや、メタノールやギ酸を製造するなど、発電以外の取り組みも行われているところであり、今後とも家畜排せつ物の利用に関して、新たな技術開発の動向などの把握に努めていきたい。
28	施肥管理	○ 府県の状態を見ると、多くの堆肥を継続して投入し農地の化学性が崩れてしまった事例もあることから、適切な施肥管理の推進が重要。（園田副会長）	○ 家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家の連携をはじめ、良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理を推進してまいりたい。

05生乳流通

No.	分類	意見内容（要約）	対応方向（案）
29	チーズ原料 価格	○ チーズについては、TPP、日EU・EPAが決まってプロセスチーズ原料となっている20万トンの関税が下がっており、16年後には関税が0（ゼロ）になるということを踏まえると、今のチーズ乳価では外国産と戦えない。その上で、チーズ仕向け目標数量の49万トンの達成には手法を考える必要。（松久委員）	○ 用途別価格については、民民の交渉によって決定されるものであると承知しているが、生産段階においても、飼養管理技術の向上による乳量の増加や乳質の改善、適正な草地管理等による良質な自給飼料生産による飼料費の低減など、多角的な観点から生産性を向上させることにより、生産者が一定の所得を確保した上で、経営が持続できるよう、引き続き、必要な施策を講じてまいりたい。 ○ また、国内のチーズ消費量は年々伸びているものの、海外産にシェアを取られている状況と認識しており、北海道ブランドの優位性を活かし、直接消費用チーズの消費拡大などに、業界が一体となって取り組んでまいりたい。
30	分別集乳	○ FS（フリーストール）牛舎や搾乳ロボットなど、様々な経営体の生乳があるが、手をかけた牛はストレスなくおいしいものができるとも聞いており、これらを分別した集乳が必要。（仲沢委員）	○ 有機牛乳など特色ある生乳については、既に分別した集乳体制が取られているところである。今後とも、集乳コストや製品価格等を鑑み、地域一体の取組として実施を検討すべきものと考えている。